

**製品含有化学物質の管理および
情報伝達・開示に関するガイダンス**

潤滑剤

**[各種オイル、各種グリース編]
(第1版)**

2021年7月

**一般社団法人潤滑油協会 (JALOS)
アーティクルマネジメント推進協議会**

前書き：本ガイドンスについて

本ガイドンスの作成者と発行の経緯

このガイドンスは、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）潤滑剤ガイドンスワーキンググループと一般社団法人潤滑油協会（JALOS）安全推進分科会の協同作業によって、潤滑剤に関し製品含有化学物質の管理および情報の開示、伝達について効率よく推進する目的で作成されたものである。

一般社団法人潤滑油協会（Japan Lubricating Oil Society: JALOS）は昭和 53 年に設立されたもので、2021 年 3 月末現在 145 法人が参加（正会員、特別会員、賛助会員）した組織である。潤滑剤は各種の生産・流通・民生機器に不可欠な製品であり、環境保全・安全対策・省エネルギー等、取り組むべき多くの課題を抱えているが、当協会では試験研究・潤滑油技術の普及・技術者研修・各種調査・情報収集と会員への提供等を通じ広く産業界及び国民経済の発展に寄与すべく事業を展開している。

潤滑油協会では 2016 年より潤滑油安全推進分科会にて潤滑剤に関わる化学物質管理の支援、SDS 作成に関するガイドンス発行、海外の化学物質最新法規制情報等提供などのサポートを行っているが、潤滑剤製造事業者である会員企業では川下事業者からの情報提供要求はその量、範囲が増える傾向にあり、特に潤滑剤に関して情報を整理し産業界全体の理解を得たいと考え、サプライチェーン全体の製品含有化学物質管理の普及・実践に取り組む JAMP と連携することした。

本ガイドンスの示す製品含有化学物質管理の要件

管理ガイドラインは、製品含有化学物質管理に取り組む事業者に対し、実践的な支援を提供することを意図している。本ガイドンスは、管理ガイドラインを運用しようとする、特定の業種や工程毎に参考あるいは指標となるべきものとして作成されている。この潤滑剤ガイドンスは、潤滑剤を使用して製品の製造を行う組織における製品含有化学物質管理を対象としている。本ガイドンスの示す製品含有化学物質管理の要件は、管理ガイドラインと同様に、今後、製品含有化学物質管理の実践を通じて得られる知見やさまざまな取り組みの進展、関連する法規制に対応して更新される必要がある。

第 1 版

アーティクルマネジメント推進協議会 管理ガイドライン技術委員会
（一社）潤滑油協会 潤滑油製造業近代化委員会 安全推進分科会

目次

1. 本ガイダンスの位置付け	4
2. 本ガイダンスが参照しているガイドライン	4
3. 適用範囲	5
4. 本ガイダンスで使用する用語	5
5. 潤滑剤の製品含有化学物質管理の基本	6
6. 潤滑剤の CBI について	7
7. 潤滑剤の用途・形態と管理の重要度	8
8. 情報伝達の実施フロー	10
参考資料 1. 潤滑剤ユーザーの潤滑剤に関する川上情報確認フローチャート	13
参考資料 2. 潤滑剤ユーザーの潤滑剤 川上情報提供シート (例)	14

1. 本ガイドンスの位置付け

潤滑剤（潤滑油・潤滑グリース等）は、現代社会において自動車、船舶、家庭、工場などあらゆる場所、機械で使用されており、潤滑剤が使用されない機械は考えられないほど裾野の広いものであり、「産業の血液」として各種機械要素の根幹をなすと共に省エネルギーにも貢献している。

〔潤滑剤業界からの要望と提案〕

潤滑剤は「産業の血液」としてありとあらゆる場所で使用されており、現状では潤滑剤への製品含有化学物質管理に関する調査が相当な件数に増加しており、今後もその傾向は続くものと懸念される。その結果、潤滑剤メーカー・潤滑剤ユーザー双方での管理に関わる負担も増しており、両者間での情報伝達に問題が生じることが懸念される状況となっている。

このような状況に対応するため、例えば潤滑剤ユーザーが購入・使用するすべての潤滑剤について潤滑剤メーカーに一律に情報提供を依頼することは避けるように要望したい。そのために製品含有化学物質管理上のリスクが明らかに異なると考えられる、「製品へ組み込みをしている、又は製品に付着・残存する潤滑剤」と、「製品に組み込まない、又は製品に付着・残存しない潤滑剤」を、一律の基準や方法で管理することを回避・見直し、リスクに基づく潤滑剤の管理方法を提案するものである。

〔製品含有化学物質情報の責任ある情報伝達〕

組織が顧客に引き渡す製品について提供する製品含有化学物質情報は、顧客がその製品を適切に取扱うことができるように正確な情報である必要がある。そのため、組織は、供給者から情報及び自社の知見に基づき、可能な限りの努力によって製品含有化学物質情報を収集、整備し、組織の基準及び手続に従って顧客に伝達することが望ましい。製品含有化学物質情報は、コンプライアンスに関わる情報であり、遵守すべき基準を正しく理解し、規定された要求レベルに応じたものである必要がある。（製品含有化学物質管理ガイドライン第4版より）

あらゆる場面で使用されている潤滑剤について適切に管理・情報授受することが重要で、本ガイドンスがその助けとなることに期待したい。

本ガイドンスは、潤滑剤ユーザー、潤滑剤メーカーはもちろん、潤滑剤メーカーに原材料を供給する化学品メーカー、潤滑剤が使用された組立製品（成形品）の購入者、そしてサプライチェーン全体が理解すべき内容となっている。

2. 本ガイドンスが参照しているガイドライン

本ガイドンスは、「製品含有化学物質管理ガイドライン（第4版）」に準拠している。

機械加工工程における潤滑剤の取り扱い事例については「製品含有化学物質の管理および情報伝達・開示に関するガイドンス 機械加工（第3版）」を参考にされたい。

併せて潤滑剤メーカーは「製品含有化学物質の管理および情報伝達・開示に関するガイドンス・「自社製品をグローバルに展開するメーカー～最川下企業の役割～」（第1版）」を理解することが特に重要である。

3. 適用範囲

本ガイドスでは、すべての潤滑剤における製品含有化学物質の管理について、情報伝達を効率よく推進する観点から特有用な重要ポイントを記載する。また情報伝達を効率的に行うために、潤滑剤に情報レベルを設定することを推奨しているが、潤滑剤ユーザーと潤滑剤メーカー、またはこれらを結ぶサプライチェーン間でさらに情報を共有し、化学物質管理情報の内容を柔軟に設定されることを期待している。

4. 本ガイドスで使用する用語

本ガイドスで使用する用語は、以下を含めて「製品含有化学物質管理ガイドライン（第4版）」に準拠している。

用語	説明
chemSHERPA-CI	<ul style="list-style-type: none"> chemSHERPA のデータフォーマットに従った、化学品の製品含有化学物質情報。 化学物質/混合物(サブスタンス/ミクスチャー)に関する SDS を補完する。 ビジネス情報、成分情報を伝達する。
chemSHERPA-AI	<ul style="list-style-type: none"> chemSHERPA のデータフォーマットに従った、成形品(アークティクル)の製品含有化学物質情報。 成形品(アークティクル)が含有する化学物質情報を開示、伝達する。 ビジネス情報、成分情報、遵法判断情報(エリア選択時)を伝達する。
製品	<ul style="list-style-type: none"> 本ガイドスの「製品」とは、JIS Z7201:2017「製品含有化学物質管理—原則及び指針」あるいは各種ガイドスで使用されている通り、「組織が、その活動の結果として、顧客に引き渡す化学品、部品及び完成品」を指す。
SDS	<ul style="list-style-type: none"> 安全データシート(Safety Data Sheet)の略語 化学物質を含んだ製品を他の事業者へ譲渡・提供する際に交付する化学物質の危険有害性情報を記載した文書 日本ではいくつかの法令で指定された化学品を事業者間で譲渡・提供する場合に提供が義務化されている。
潤滑剤	<ul style="list-style-type: none"> 潤滑剤とは各種機械要素に対し適切な潤滑を施すことによって、摩擦部分の寿命延長、エネルギーロスの削減などを目的に使用される、機械要素とは別体の、液体、半固体、固体の要素のことである。例えば潤滑作用を目的とした表面処理などの機械要素の一部となるものはここでは扱わない。
潤滑剤ユーザー	<ul style="list-style-type: none"> 潤滑剤を使用するすべての事業者。主に機械加工を行い成形品(アークティクル)を製造する事業者が多いが、潤滑剤を原材料として別成分を添加することでまたは化学物質(サブスタンス)混合物(ミクスチャー)を製造する事業者もいるだろう。
潤滑剤メーカー	<ul style="list-style-type: none"> 潤滑剤を製造・輸入するすべての事業者。

5. 潤滑剤の製品含有化学物質管理の基本

〔潤滑剤における潤滑剤メーカーの役割〕

潤滑剤メーカーは、潤滑剤ユーザーに対し、潤滑剤製品の含有化学物質の情報を提供する。

例えば、潤滑剤ユーザーが部品加工をする時、部品に潤滑剤を組み込むかもしれないし、部品表面に管理対象の化学物質が付着する“可能性”があるかもしれない。そのため潤滑剤ユーザーは、潤滑剤の製品含有化学物質を把握するために、潤滑剤メーカーに製品含有化学物質情報の提供を依頼することになる。潤滑剤メーカーは、このような潤滑剤ユーザーのニーズを理解し対応することが、サプライチェーンにおいて潤滑剤の製品含有化学物質管理において重要となる。

潤滑剤メーカーは本ガイダンスを参照し、潤滑剤ユーザーからの妥当・合理的な製品含有化学物質情報の提供依頼については迅速に必要な情報を提供することが重要である。またそのために潤滑剤における製品含有化学物質管理体制を自ら構築し、各産業界に安心して潤滑剤製品を使用してもらうための信頼を得なければならない。

〔潤滑剤における潤滑剤ユーザーの役割〕

潤滑剤ユーザーは自らが使用する潤滑剤について、可能な限り一律の基準や方法で管理することを回避し、製品含有化学物質管理の情報伝達が効率的に行われることを考慮する必要がある。

潤滑剤ユーザーが購入・使用するすべての潤滑剤について、潤滑剤メーカーに一律な情報提供を依頼するよりも、例えば接触部や残存可能性を十分に検証して、供給先・仕向け地などに応じて製品含有化学物質管理上のリスクを考慮し情報提供を要求することが望ましい。

「製品含有化学物質の管理および情報伝達・開示に関するガイダンス 機械加工（第3版）」、「製品含有化学物質の管理および情報伝達・開示に関するガイダンス 自社製品をグローバルに展開するメーカー～最川下企業の役割～（第1版）」等も参照し、合理的な製品含有化学物質管理体制の構築を目指すことが推奨される。

〔潤滑剤における製品含有化学物質の変化〕

潤滑剤には様々な形態があり、（後述する）水に希釈して使用する金属加工油や、塗布後に溶剤が揮発して有効成分のみが残る防錆油など、成分が使用前後で大きく変化するものがある。

このような特性を理解し、潤滑剤ユーザーは成分変化の前後いずれについてが必要としているのかを明確にした上で情報提供の要求を行い、潤滑剤メーカーはそれに応える必要がある。いずれにせよ潤滑剤ユーザーと潤滑剤メーカー双方で十分な情報共有を行うことが重要である。

一般的な潤滑剤ユーザー、特に成形品を製造する事業者においては、以下左部分の潤滑剤が製品含有化学物質管理対象か、事前検討が必要と考えられる。

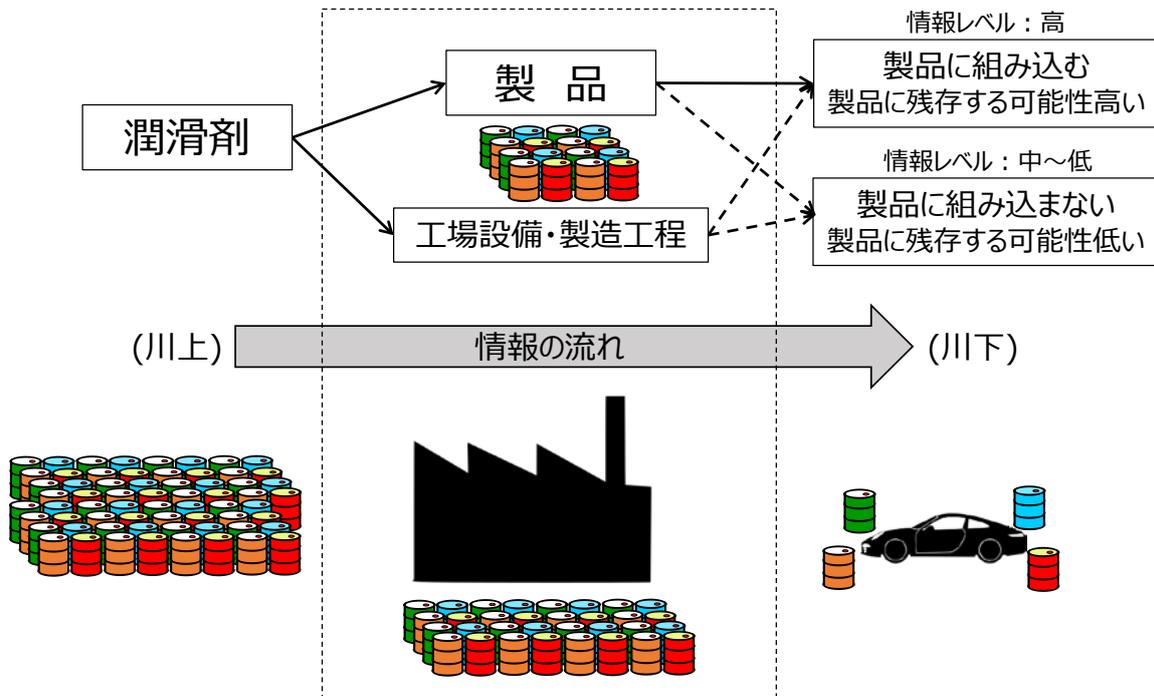
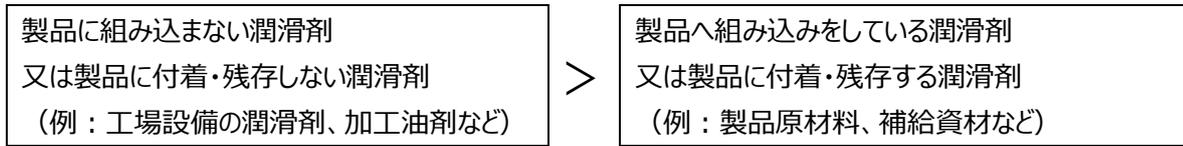


図1. リスクに基づく潤滑剤管理方法の模式図

6. 潤滑剤のCBIについて

「chemSHERPA 製品含有化学物質情報利用ルール v1.3」における記述は次の通り。

CBI(企業機密情報、Confidential Business Information)は尊重されるべきであるが、chemSHERPA の定める管理対象物質は、有害性等に基づいて法規制の対象となっている物質であり、法規制等の規定する基準に該当する含有物質の情報は CBI の対象とはならない。

(注記) 成形品に対する法規制等である場合であっても、サプライチェーンの川下で必要とされる情報であることを理解し、伝達することが望ましい。

7. 潤滑剤の用途・形態と管理の重要度

潤滑剤における製品含有化学物質管理において、まずは潤滑剤ユーザーにて情報レベルについて確認を行い、レベルに応じた成分情報・環境負荷物質の情報提供を実施することを本ガイドンスで提案する。これにより潤滑剤ユーザーはもちろん、潤滑剤メーカーとの情報伝達についてもより現実的・合理的な対処が期待できるものと思われる。

【潤滑剤における情報レベルの設定方法（提案）】

情報レベルの設定方法

↓

潤滑剤は製品へ意図的に組み込んでいるか？

YES

一律に情報レベル「高」とする

↓

NO

製品に意図的に組み込まれない潤滑剤は以下で情報レベルを評価する

↓

$$\text{情報レベルポイント} = \text{形態ポイント} \times \text{量ポイント} \times \text{後工程ポイント}$$

形態ポイント	潤滑剤の使用形態	量ポイント	製品への接触量 又は使用量	後工程ポイント	後工程処理について
5	開放系で使用される	2	比較的多量	3	後工程無し・後工程で除去不可
1	閉鎖系で使用される	1	比較的少量又は無し	1	後工程で除去される

ポイントによる情報レベルの設定（案） ※併せて[参考資料 1]なども参照されたい

製品へ意図的に組み込んでいる潤滑剤	情報レベル「高」：高い情報レベルが必要であることが明らかで chemSHERPA 等での含有情報提出での対応を推奨する。
情報レベルポイント = 15 ~ 30	
情報レベルポイント = 5 ~ 10	
情報レベルポイント = 3 ~ 1	情報レベル「中」：「高」と同様に管理することが望ましいが、ケースバイケースで個社協議の上、情報レベルを下げる事が可能。(特定禁止物質のみ、など)
	情報レベル「低」：個社協議で情報レベルを下げる。例えば、禁止物質のみ確認、SDS のみ提出など。

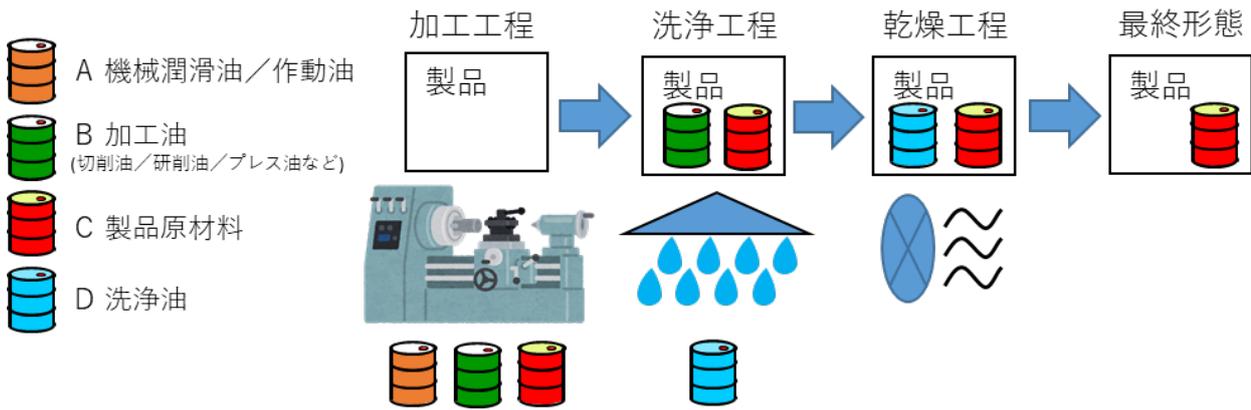
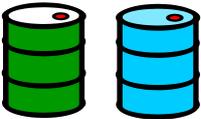


図2. 潤滑剤ユーザーにおいて様々な用途で使用される潤滑剤に情報レベルを設定する

潤滑剤ユーザーで使用される潤滑剤について、以下の通り分類ごとに特徴を列記してみた。各社の使用実態に合わせ情報レベル設定の参考とされたい。

分類	潤滑剤の例	情報レベル補足
車両用潤滑剤 船用潤滑剤 	エンジン油 自動変速機油 (ATF など) 車両用ギヤ油 ブレーキ用グリース ホイールベアリング用グリース ワイヤロープグリース 油圧作動油 (油圧機械を搭載する場合のみ)	製品に組み込まれることが前提であり、 <u>情報レベルが高いことが予想される。</u> 通常であれば潤滑剤ユーザーでは閉鎖系で <u>使用されることが多い。</u>
工業用潤滑剤 (製品に組み込まれる原材料のみ) 	油圧作動油 タービン油、マシン油 機械用ギヤ油、軸受油 工作機械油 圧縮機油 熱媒体油 防錆油 (さび止め油) ゴム伸展油 工業用グリース全般	製品に組み込まれることが前提であり、 <u>情報レベルが高いことが予想される。</u> 潤滑剤ユーザーでは開放系と閉鎖系の両方で <u>使用される。</u>
工業用潤滑剤 (工場設備機械油) 	油圧作動油 タービン油、マシン油 機械用ギヤ油、軸受油 工作機械油 圧縮機油 熱媒体油 工業用グリース全般	製造設備のための潤滑剤であり、製品に組み込まれるものではなく、 <u>情報レベルは中～低いことが予想される。</u> 通常であれば潤滑剤ユーザーでは閉鎖系で <u>使用されることが多い。</u>
工業用潤滑剤 (工場設備加工油) 	切削油、研削油 圧延油、プレス油 焼き入れ油 放電加工油 防錆油 (さび止め油) 洗浄油剤、離型油剤	製造加工工程で製品に接触するが製品に組み込まれるものではなく、製品に残存しない限り、 <u>情報レベルは中～低いことが予想される。</u> 水溶性 (水で希釈) や溶剤希釈性 (溶剤が揮発し有効成分が残存する) のものがあるため伝達情報に注意を要する。 通常であれば潤滑剤ユーザーでは開放系で <u>使用されることが多い。</u>

8. 情報伝達の実施フロー

基本的な手順は、①製品含有情報の確認、②川上情報の入手、③生産時の工程管理、④川下情報の提供、である。

手順	潤滑剤メーカー	潤滑剤ユーザー	潤滑剤ユーザー顧客
①製品含有情報の確認 ②川上情報の入手	<p>製品に組み込まれている場合、組込仕様を添えて情報提供要求</p> <p>○ ←</p> <p>含有化学物質情報提供 (原則として chemSHERPA-CI での回答)</p> <p>調査必要と判断の場合 詳細・理由を添えて 情報提供要求</p> <p>○ ←</p> <p>工程管理に必要な情報提供 (chemSHERPA-CI によらない、SDS や各社書式等での回答)</p>	<p>○ ← →</p> <p>製品への組み込み及び残存の確認</p> <p>組み込まれていない 残存状況不明</p> <p>工程管理に必要な材料情報の有無</p> <p>なし</p> <p>○潤滑剤組み込み品の仕様決定</p>	○潤滑剤組み込み品の仕様要求
③生産時の工程管理	<p>(場合により) 詳細・理由を添えて 支援を要請</p> <p>○ ←</p> <p>工程管理支援</p>	<p>○重点管理項目決定</p> <p>↓</p> <p>○潤滑剤組み込み工程管理</p> <p>↓</p> <p>○重点管理項目検証</p>	
④川下情報の提供		<p>○chemSHERPA-CI/AI 作成</p> <p>↓</p> <p>○ CI/AI の提供</p> <p>○CI/AI 維持・管理</p>	○chemSHERPA-CI/AI の入手

[製品含有化学物質の情報授受の実務]

①製品含有情報の確認

(1) 潤滑剤ユーザー顧客からの仕様要求に対し

潤滑剤ユーザーは使用材料、加工機械を確認し、「7. 潤滑剤の用途・形態と管理の重要度」を参照に情報レベルを確認し、潤滑剤メーカーへの情報提供対象を選定する。

②川上情報の入手

(1) 含有化学物質情報提供

潤滑剤ユーザーは④で絞り込んだ潤滑剤に対し、含有化学物質の情報を潤滑剤メーカーから入手するが、個社ごとに使用形態・用途、仕向け地・順守法令などの情報を潤滑剤メーカーに対し十分に伝えることが重要である。（潤滑剤ユーザーが情報提供を依頼する際の確認／依頼ツールとして潤滑油協会では P13・14 掲載の資料を作成しており、本ガイダンス参考資料として添付した）

潤滑剤メーカーは chemSHERPA-CI をはじめ合理的な手段で潤滑剤ユーザーに対し情報を提供する。企業秘密保護の観点から潤滑剤ユーザー指定の方法で対応できない場合は、個社ごとに協議の上、製品含有化学物質に関する必要情報が伝達されることを優先し対応する努力が必要である。

(2) 工程管理に必要な情報提供

潤滑剤ユーザーが、製品へ組み込まれていない、又は製品に付着・残存しない潤滑剤についても、工程管理に必要な情報提供が必要な場合、調査を必要とする妥当な理由や詳細を添付して潤滑剤メーカーに情報提供を依頼することは可能である。

潤滑剤メーカーは情報提供の依頼に対し含有化学物質の情報が提供不可な場合でも、含有化学物質として管理すべき情報があれば提供することが望ましい。具体的な例は以下の通り。

【参考例】

- ・EU REACH SVHC (CAS ナンバー and/or 化学物質名称) 0.1-0.9%含有する。
 - ・EU RoHS 指令のフタル酸エステル類を最大 200ppm (0.02%) 含有する可能性がある。
- ※これらの情報が企業秘密となる場合は、川下と秘密保持契約等を締結して情報提供を行うことを推奨する

多くの潤滑剤は使用工程、自社製品への組み込み工程において組成・成分の変化が発生することはない。しかしながら金属加工油や防錆油など特定用途の製品については水溶性（水で希釈して使用する）や溶剤希釈（使用後に溶剤が揮発し有効成分が残存する）などにより、川下事業者へ伝達する含有化学物質情報は入手情報とは等値にはならないため注意が必要である。

潤滑剤ユーザーは成分変化の前後いずれについてが必要としているのかを明確にした上で情報提供の要求を行うことが望ましいが、こうした工程管理に必要な指定が無い場合は、潤滑剤メーカーは以下のように水溶性や溶剤希釈など工程管理に必要な情報を追加して提供することが望ましい。

【参考例】

- ・本潤滑剤は水溶性金属加工油であり、弊社では水で 10 倍に希釈して使用することを推奨している。潤滑剤ユーザー使用工程での希釈倍率に注意すること。
- ・本潤滑剤製品は防錆油であり、溶剤で希釈されている。使用工程で溶剤が揮発するため組成の変化に注意すること。

③生産時の工程管理

工程上での組成変化の有無を確認した上で、誤使用、混入防止のため管理することを基本とする。

なお前項の希釈・揮発や化学反応などで組成変化する工程が存在する場合は、その工程を把握して化学物質の情報伝達に反映させる。

(1) 重点管理項目の決定

入手した潤滑剤情報に「管理対象物質」含有情報があり、製品へ組み込んでいる、又は製品に付着・残存する潤滑剤の場合は、管理対象物質の含有量に影響を与える要因について確認を行い工程上の重点管理項目を決定する。

(2) 重点管理項目の検証（誤使用、混入汚染の防止）

潤滑剤製品の変更管理、潤滑剤成分の変更管理など、重点管理項目の変更点に影響を及ぼす要素について定期的に検証することが望ましい。原材料の誤使用、製造工程や加工設備で使用する潤滑剤、洗浄剤、治工具などからの混入汚染を防止することも忘れてはならないが、もし発生した場合は、潤滑剤メーカーに理由を説明した上で製品含有化学物質情報を要求する。

④川下情報の提供

(1) 製品の含有化学物質情報の作成

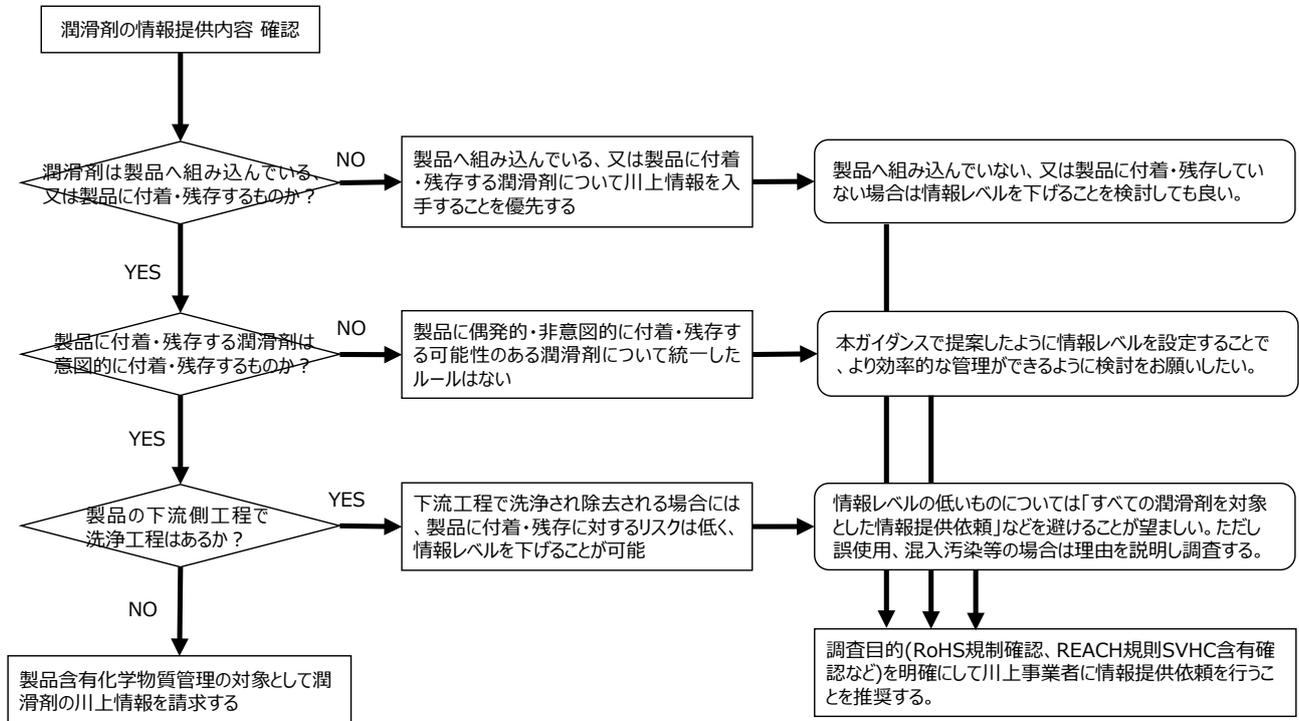
潤滑剤ユーザーは川上事業者の潤滑剤を成形品(アーティクル)に組み込んでいる場合には chemSHERPA-AI を、また化学物質(サブスタンス)が混合物(ミクスチャー)に組み込んでいる場合には chemSHERPA-CI を用いて作成する。

(2) 製品の含有化学物質情報の維持・管理

購入品および工程に変更の可能性がある場合（設計変更、工程変更など）含有化学物質情報の変化の可能性を再確認する。

参考資料 1. 潤滑剤ユーザーの潤滑剤に関する川上情報確認フローチャート

「7. 潤滑剤の用途・形態と管理の重要度」[潤滑剤における情報レベルの設定方法（提案）]にて情報レベルの設定による重要度の提案を行ったが、以下のようなフローチャートで情報提供内容の確認を行うことも検討の余地がある。



参考資料 2. 潤滑剤ユーザーの潤滑剤 川上情報提供シート (例)

日付：20 年 月 日

(様式：潤滑剤の製品含有化学物質 情報提供請求シート)

宛先：A B C Dルブリカンツ株式会社 行

当社に納入する下記潤滑剤について、製品含有化学物質情報の伝達を請求します。

No.	コード	製品名	【チェック1】 製品へ意図的に 組み込んでいる	→チェック1が☑Noの場合：【チェック2】以下の欄に☑をお願いします		
				潤滑剤の使用形態	製品への接触量 又は使用量	後工程処理について
(例)	12345000	A B C Dオイル 32	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	<input type="checkbox"/> 開放系 <input type="checkbox"/> 閉鎖系	<input type="checkbox"/> 比較的多量 <input type="checkbox"/> 少量又は無し	<input type="checkbox"/> 後工程無し・後工程で除去不可 <input type="checkbox"/> 後工程で除去される
(例)	67890000	E F G Hグリース No.2	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	<input type="checkbox"/> 開放系 <input type="checkbox"/> 閉鎖系	<input type="checkbox"/> 多量 <input type="checkbox"/> 少量又は無し	<input type="checkbox"/> 後工程無し・後工程で除去不可 <input type="checkbox"/> 後工程で除去される
			<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	<input type="checkbox"/> 開放系 <input type="checkbox"/> 閉鎖系	<input type="checkbox"/> 多量 <input type="checkbox"/> 少量又は無し	<input type="checkbox"/> 後工程無し・後工程で除去不可 <input type="checkbox"/> 後工程で除去される
			<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	<input type="checkbox"/> 開放系 <input type="checkbox"/> 閉鎖系	<input type="checkbox"/> 多量 <input type="checkbox"/> 少量又は無し	<input type="checkbox"/> 後工程無し・後工程で除去不可 <input type="checkbox"/> 後工程で除去される
			<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	<input type="checkbox"/> 開放系 <input type="checkbox"/> 閉鎖系	<input type="checkbox"/> 多量 <input type="checkbox"/> 少量又は無し	<input type="checkbox"/> 後工程無し・後工程で除去不可 <input type="checkbox"/> 後工程で除去される

※欄が不足する場合は、行ごとコピーして追加の上ご記入願います。

調査対象ツール又は情報伝達様式の指定 <input type="checkbox"/> chemSHERPA-CI <input type="checkbox"/> その他様式 (調査対象法規、ルール、化学物質名称等をここに記載するか別添資料を添付する) ※企業秘密等の観点等で問題がある場合は右記へ連絡をお願いします。	会社名：
	部署名：(※品質保証・化学物質管理部門等 の記入を希望します)
	担当者名：
	TEL：
	E-mail：
【備考／コメント欄】	

(作成) 一般社団法人潤滑油協会 潤滑油製造業近代化委員会 安全推進分科会

改訂履歴	
2021年7月28日	第1版発行

製品含有化学物質の管理および情報伝達・開示に関するガイドンス
潤滑剤 [各種オイル、各種グリース編]
(第1版)

2021年7月28日発行

一般社団法人潤滑油協会 (JALOS)

<http://www.jalos.or.jp/>

アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP)

<https://chemsherpa.net/>

本書の無断での複製、転載等は著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書に記載されている文章、図表等を複製、転載等される場合には、事前に発行者の許諾を得てください。また、本書に記載された情報の利用にあたっては各自の判断に基づき行うものとし、発行者はそれによって生じた一切の損害については責任を負いかねます。